

理 由 書

年 月 日

出入国在留管理庁長官  
厚生労働大臣 殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する、下記の業務に該当することを関係資料を添えて説明します。

記

1 関連業務（規則第10条第2項第2号ハ（2））

- 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること

[ ]

- 修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること

[ ]

2 周辺業務（規則第10条第2項第2号ハ（3））

- 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務を除く）であること

[ ]

（注意）

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。